

札幌市ウェルネス推進部複写サービス業務仕様書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービス業務の仕様について、次のとおり定める。

1 複写サービス契約の趣旨

この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時清浄な状態で稼働し得るように保守を行い、及び複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

2 設置台数及び設置場所

- (1) 設置台数 1台
- (2) 設置場所 札幌市ウェルネス推進部
(札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル 7階)

3 契約期間

契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 設置機種

- (1) 複写方式は、乾式静電転写方式であること。
- (2) 型式は、コンソールタイプ（据え置き型）であること。
- (3) 連続複写枚数は1枚から999枚以上であること。
- (4) デジタル方式により、原稿の連続読み取り及び記憶が可能であること。
- (5) 複写濃度変更が可能であること。
- (6) 50%から200%のズーム幅を確保しており、用紙指定変倍が可能であること。
- (7) 自動両面複写ができること。
- (8) ソート機能はフィニッシャーを装着せずに可能なこと。
- (9) 月間の複写枚数が、複写機1台あたり最高80,000枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること（年間複写予定総枚数350,000枚）。
- (10) 手差し給紙を除く給紙は、前面給紙方式とし、4段トレイ（A3、A4縦、A4横、B4）以上を装備すること。また、オートタンデムトレイを有すること。
- (11) 給紙トレイ内にはA4横（短辺送り）の用紙が2セット収納することが可能であること。

- (12) 原稿が同時に100枚までセットできる原稿を傷めない1パス両面自動読取（自動（両面）原稿送り）装置を装備していること。
- (13) 手差しトレイにより、A3サイズからB5サイズまでの用紙の給紙ができること。
- (14) 複写速度は、A4横（短辺送り）で1分間75枚以上であること。また、両面コピー時にも1分間75面以上であること。
- (15) 写機の大きさはフィニッシャー部を含め幅1,500mm、奥行850mm以内であること。
- (16) エネルギー消費効率 284W/h 以下のものであること。
- (17) 複写機は、令和6年4月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。
- (18) 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
- (19) 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。
- (20) 供給電力は100V15Aとする。
- (21) 設置する複写機にはカードキーにより3部門の使用枚数の管理ができる装置を備えること（1台分）。なお、当該カードキーは使用しやすい状態でカードリーダー近接に備え付けること。
- (22) グリーン購入法適合機種であること。
- (23) 故障時は自動でサービスに通報し、速やかに対処できる装置が設置可能であること。

5 複写サービス料金

- (1) 複写サービス料金は、複写品1枚当たりの単価により定める。
- (2) 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

6 複写サービス料金の支払い

複写サービス料金の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 複写サービス料金は、1ヶ月間の複写枚数に複写品1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。
- (2) 1ヶ月間の複写枚数の算出にあたっては、1ヶ月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品として総複写枚数の2%の枚数を控除するものとする。

7 複写機の保守及び消耗品の供給

- (1) 受託者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように、月1回、技術員を設置場所に派遣して定期の点検、調整を行わなければならない。
- (2) 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、1時間以内に技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者と受託者とが協議のうえこれを行うものとする。

- (4) 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

8 環境負荷軽減に関する事項

受託者は、本業務の履行において、環境負荷の低減に努めること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項について、新たな定めを要する場合は、委託者と受託者とが相互に協議・調整することとする。